

議案第 5 号

野田市通学区域審議会委員の委嘱について

野田市通学区域審議会条例（昭和57年野田市条例第4号）第3条第2項の規定により、次の者を野田市通学区域審議会委員に委嘱する。

令和5年4月26日提出

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

氏 名	備 考
たかはし こういちろう 高橋 浩一郎	関係教育機関の職員

令和5年5月 1日付け委嘱

令和6年7月31日任期満了

提案理由

野田市小中学校長会における役職の変更に伴い、残任期間について委嘱しようとするものである。

野田市通学区域審議会委員名簿

委員構成区分	氏 名	職等	備考
地域の実情に詳しい者	山形 かつ江	中央地区	
地域の実情に詳しい者	佐藤 信江	東部中学校評議員	
地域の実情に詳しい者	海老原 健夫	南部地区	
地域の実情に詳しい者	藤井 愛子	北部地区	
地域の実情に詳しい者	須賀 昭徳	福田地区	
地域の実情に詳しい者	岡田 壽	川間地区	
地域の実情に詳しい者	千葉 久美	木間ヶ瀬地区	
地域の実情に詳しい者	飯野 きみ子	二川地区	
地域の実情に詳しい者	佐藤 清美	関宿地区	
地域の実情に詳しい者	亀崎 敬子	元清水台小学校評議員	
地域の実情に詳しい者	栗根 静江	元みづき小学校PTA会長	
関係教育機関の職員	高橋 浩一郎	福田第一小学校長	新任
関係教育機関の職員	杉崎 哲実	第二中学校校長	
PTAを代表する者	大野 寛師	関宿中学校 P T A	
PTAを代表する者	鶴岡 尚美	関宿中学校 P T A	
市職員	小田川 豊	建設局長	
市職員	生嶋 浩幸	企画財政部長	

任期：令和4年8月1日から令和6年7月31日まで

(ただし、野田市通学区域審議会条例第4条第3項の規定により、地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。)

○野田市通学区域審議会条例（抜粋）

（組織）

第3条 審議会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 地域の実情に詳しい者
- (2) PTAを代表する者
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 市職員

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。